【参考資料】

議案第８４号　指定管理者の指定について

こども部こども未来課

１　内　容　　朝霞市放課後児童クラブについて、指定管理期間（令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで）が満了することから、指定管理者候補者を選定し、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、本議案を提出するものです。

２　公の施設の名称及び所在地

ア）施設の名称　　朝霞市朝志ヶ丘放課後児童クラブ
　　施設の所在地　朝霞市北原２丁目６番３９号

イ）施設の名称　　朝霞市岡放課後児童クラブ
　　施設の所在地　朝霞市岡３丁目１７番６４号

ウ）施設の名称　　朝霞市膝折放課後児童クラブ
　　施設の所在地　朝霞市膝折町４丁目１１番２６号

エ）施設の名称　　朝霞市浜崎放課後児童クラブ
　　施設の所在地　朝霞市大字浜崎２２０番地の１

オ）施設の名称　　朝霞市幸町放課後児童クラブ
　　施設の所在地　朝霞市幸町１丁目６番９号

カ）施設の名称　　朝霞市根岸台放課後児童クラブ
　　施設の所在地　朝霞市大字台２９５番地の１

キ）施設の名称　　朝霞市溝沼放課後児童クラブ
　　施設の所在地　朝霞市大字溝沼８２８番地の１

３　指定管理者候補者　朝霞市大字浜崎５１番地の１
　　社会福祉法人　朝霞市社会福祉協議会
　　会長　松尾　哲

４　指定期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

５　指定方法　随意指定

担当
こども部こども未来課こども育成係
電話４６３－６７２０